

徳島県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「法」という。)第37条の規定に基づき、徳島県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む徳島県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置について必要な事項を定める。

(推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島県における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (2) 県内に居住していること。
- (3) 満20歳以上であること。

(選任)

第3条 知事は、市町村長の推薦を受けた者を推進員として委嘱する。

2 前項の市町村長の推薦は、徳島県地球温暖化防止活動推進員推薦調書(別紙様式1)により行うものとする。

3 推進員のうち、徳島県版・脱炭素ロードマップに掲げる脱炭素対策に関する識見を有し、地域における当該対策の推進に主体的かつ積極的に活動を行う者については、徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課長が徳島県脱炭素対策マイスターとして登録することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は3年間とし、再任は妨げない。ただし、現任者の任期途中において、必要に応じ委嘱を行う場合の当該推進員の任期は現任者の任期と同時に終了するものとする。

(解嘱)

第5条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員が県外に転居したことにより第2条第1号の要件を満たさなくなったとき及び推薦を受けた市町村から転出したとき。
- (4) 推進員からの申し出があったとき。
- (5) その他推進員として適当でないと認められるとき。

(推進員の身分)

第6条 推進員は、ボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではない。

(活動)

第7条 推進員は、法第37条第2項の規定に基づく活動を行うほか、自らの日常生活において地球温暖化対策を実践するとともに、推進員としての資質の向上に努めるものとする。

(報告)

第8条 推進員は、翌年度の4月30日までに年間の活動状況を徳島県地球温暖化防止活動推進員活動報告書(別紙様式2)(以下「報告書」という。)により市町村長に報告するものとする。

2 市町村長は、推進員から提出された報告書を5月15日までに知事に報告するものとする。

(支援)

第9条 知事は、推進員の資質向上のための研修を行うものとする。

(庶務)

第10条 推進員に関する庶務は、徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課が行う。

(その他)

第11条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月31日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱される推進員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

(様式1)

徳島県地球温暖化防止活動推進員推薦書

市町村

フリガナ		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日
氏名	男・女	年齢				
住所	〒(—) 電話 () FAX () メールアドレス					
勤務先	名称					
	所在地	〒(—) 電話 () FAX ()				
環境保全活動団体等に加入している場合は、団体名及び団体の活動内容						
環境保全活動等を行っている場合は、その内容						

2 相談・意見・要望等の内容

年月日	相談・意見・要望等の内容	備考
(記入例) 〇.〇.〇	〇〇町町民の集いにおける要望事項 ・温暖化対策について、住民に対して啓発資料の配付や説明会を積極的に行ってほしい。	